

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(仲村清信君) 起立多数であります。よって議案第七十一号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(仲村清信君) 日程第三 議案第七十二号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 林田 武君登壇)

○総務委員長(林田 武君) 御指名がございましたので、議案第七十二号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、行政事務連絡員が行政協力員となり、二万五千円にアップされるが、ボランティア的に建設的にやられている行政協力員の報酬はこれでいいのか。また、見直しも毎年やられてはいいかがか。また、羽村町との比較をされたというが、福生市独自の持ち味を出してはどうかとの質疑に、ボランティア的な性格も含めてお願いし、報酬を検討し提案している。今後もしいろいろお願いする内容の職務であり、現況を踏んまえ取り組んでいくとの答弁がありました。

委員より、町会の大きさに大小があり、八十世帯のところと千二百世帯のところと報酬が同じというのは、いかななものかとの質疑に、町会が大きければそれなりに苦勞も多いと思うが、現状では一律に出しているとの答弁がありました。

委員より、行政協力員の件では市でお願いしているもの、社協でお願いしているもの、純然たるボランティア活動とあり、これを一緒にして行政事務とするのはまずいと思う。募金等も、仕事が成果により、交付金の形でやれば、町会の大小によって交付されるので、公平と思う。募金等の還元はあるのかとの質疑に対し、募金は赤十字が集めた金額の八%、歳末助け合いが七%で、町会の集めた額に応じて返っているとの答弁がありました。

委員より、行政事務連絡員をなぜ行政協力員と変更するのか。行政事務連絡員を町会長がイコールなのはとんでもないことで、これは市長が委嘱すると思うが、事務的な手続はどうなっているのかの質疑に、町会長協議会役員等から行政事務の連絡のみでなく、協力している面が多いので行政協力員としてもらいたいとの話があった。また、町会長と行政事務連絡員は、本来別のものであり、過去には別の人が出たこともある。行政事務連絡員は、市長が委嘱し、文書をもって町会の代表に出してもらっているとの答弁がありました。

また、委員より行政協力員の募金等の仕事は、町会の中のみ仕事をするのか。市の町会に入っている割合はどのくらいかとの質疑に、募金等全市的なお願いをするものは町会長協議会にお願いし、町会の募金の一部として、町会を窓口とするので、町会の中のみとする。町会加入率は約六〇%であるとの答弁がありました。

全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十二号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十二号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(仲村清信君) 日程第四 議案第七十三号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 林田 武君登壇)

○総務委員長(林田 武君) 御指名をいただきましたので、議案第七十三号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、引き上げによる平年度の必要財源を伺いたい。最近の不祥事の問題と関連して、減俸一カ月を行っているときに給与の引き上げは許せない。提案そのものを取り下げてもらいたいとの質疑に、必要財源は、年額約四百八十九千円である。話は取り方によって解釈に差があるので、慎重を期さなければいけないと思うが、やむを得ないと思うとの答弁がありました。委員より、一般職員の最高額はどのくらいか。九%アップの合理的理由はどこにあるのかとの質疑に、現行では諸手当、管理職手当を含めて五十万八千円が最高である。また、引き上げ率により引き上げ額にウェットを置いた形で改正の必要性和常勤職員と一般職員との兼ね合わせから、職務としての性格を出していることで答申された経緯があり、

三年間の間に他市を含めて、そのような現況が生まれてきたとの答弁がありました。

質疑の中で反対との意見があり、起立によって採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十一番松山清君。

(十一番 松山 清君登壇)

○十一番(松山 清君) 議案第七十三号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

この条例は、市長が六万二千元、助役五万四千元、収入役五万一千円の給与の改定を行うものであります。市役、市の三役として、現行給与でも十分な保障がされていることは申すまでもありません。ましてや、市長、助役、収入役は五月に臨時議会を開いてまで、埒銀問題での責任を明確にするために減給までやっているのです。そのときの市長の提案説明は、こういうふうになっておりました。「このたびの指定金融機関の不祥事件に関しましては、市は被害者とも申すべき立場とは申せ、議員並びに市民の皆様方に大変御心配と御迷惑をおかけし、行政への信頼感を損ねましたことは、市政をおあずかりしております私を初め、市三役の不徳のいたすところでございます。深くおわび申し上げます。その道義的責任を痛感しているものであります。」と、これが本当の気持ちであるということであれば、わずか四カ月後に給与引き

上げなどということは、決してできないと思います。そのほとぼりが冷めたかと思っ
て、市民を愚弄するという言葉が適切かと思うほど
であります。こうしたお手盛り引き上げなどは、絶対に認めるわけにはいかないこと
はあきらかでありま
して、私は簡単ではございますが、反対の討論といたすものであります。

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者十六番井上寅吉君。

（十六番 井上寅吉君登壇）

○十六番（井上寅吉君） 御指名をいただきましたので、議案第七十三号に対する賛成討論を行います。

本条例は、福生市特別職報酬等審議会におきまして慎重に審議を重ねた結果、市長に答申をいたしまし
て、この答申に基づきまして市長が今回提案をいたしましたものでございます。審議会の皆様は市内の各界の
代表であり、市民の意見を反映しているものと確信するものであります。答申の内容につきましては、昨
今の地方公共団体を取り巻く社会情勢、世論の動向、市民感情等すべてを配慮するとともに、各市、各種
の資料等の提供を求め、二十六市や新市等の状況、一般職員の給与の状況等、さまざまな観点から調査、
検討を行い、また、各委員には終始自主的な見解と立場において慎重に審議し、十分検討した結果、報酬
等の改定を行うことが適当であるという結論に達した答申であり、各委員の皆様には最大の敬意を表する
ものであります。この結果、答申をいただきました市長等の給与改定額は二十六市の平均を下回るもので
はありますが、現在の福生市の状況、市民感情等を考慮し、結論を出したものと思量いたします。

また、今後は二十六市等の動向を見極め、少なくとも二年に一度は、その額の適否を検討すべきもので
あるという強い意見がありますことから、本条例案は妥当なものであると考え、私はこの案に全面的に賛
成するものでございます。議員各位の絶大なる御賛同を申し上げまして賛成討論といたします。（拍手）

○議長（仲村清信君） 以上で討論を終わります。

これより議案第七十三号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立多数であります。よって議案第七十三号は、委員長報告のとおり可決されまし
た。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 日程第五 議案第七十四号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条  
例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 林田 武君登壇）

○総務委員長（林田 武君） 御指名がございましたので、議案第七十四号につき委員会における審査報告  
をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、先般の本会議の発言で、到底教育長として認めがたいような発言をしており、市民感情とし  
て絶対に許せない。反対であるとの意見があり、起立によって採決いたしましたところ、賛成多数で原案  
どおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていた  
だきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。  
討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十一番松山清君。

(十一番 松山 清君登壇)

○十一番(松山 清君) 議案第七十四号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

この条例は、教育長の給与を五万一千円引き上げるものでありますが、現在の教育長は、就任いたしまして、まだ九カ月であり、給与引き上げなど、まだ時期尚早であることは明らかであります。ましてや、今議会での教育長のたびたびの発言は、教育長たる資格が問われるような発言であると考えるものであります。

例えば、「基地のフェスティバルは総合的に見てすばらしいと判断した。」と、こうした発言を堂々とやりたいというようなことであるならば、教育長をおやめになるなり、市長であれ議員であれ立候補でもして、堂々と持論を展開すればよいわけで、どうぞそちらの道を選んでいただきたいと思うのであります。そうしたことを平然と言い放つ教育長の給与引き上げなどとてもありません。

以上、簡単でありますけれども申し上げまして、反対の討論といたします。

○議長(仲村清信君) 次に、賛成者十四番赤星行人君。

(十四番 赤星行人君登壇)

○十四番(赤星行人君) 御指名をいただきましたので、議案第七十四号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、賛成討論をさせていただきます。

この議案は、教育長等の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。私は教育長の報酬につきまして、報酬審議会におきまして慎重に審議を重ねた結果であり、その委員さんは各界の代表でございます。各委員さんが大いに論議をされ、市民の声を反映させていただいているものと確信をいたしております。次第でございます。今回の改正は、三年ぶりに開かれたもので、二十六市中十八位、九・二%のアップで

あります。福生市の将来を担うところの子供たちの教育のために、より一層教育長として陣頭指揮をとっていただきたいと思えます。

そのようなことから、本条例案は妥当なものだと考え賛成するものであります。議員各位の絶大なる御賛同をお願いを申し上げます。賛成討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(仲村清信君) 以上で討論を終わります。

これより議案第七十四号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(仲村清信君) 起立多数であります。よって議案第七十四号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(仲村清信君) 日程第六 議案第七十五号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 上野重勝君登壇)

○厚生委員長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第七十五号につきまして、委員会の審査報告を申し上げます。

なお、議案審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず理事者より本案について説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、育成手当と障害手当の対象人員は何人ぐらいかとの質問に対し、予定している対象人員は、育成手当が約五百三十人、障害手当が六十六人ぐらいである旨の答弁があり、その後、お諮りをいたしま

したところ、全員異議なく原案を可決すべきものと決定した次第であります。  
何とぞ、当委員会の決定どおり御決定いただきますようお願い申し上げます、簡単ではありますが審査報告といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。  
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。  
これより議案第七十五号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。  
お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十五号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第七 議案第七十六号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 上野重勝君登壇）

○厚生委員長（上野重勝君） 御指名を受けましたので、議案第七十六号につきまして、委員会の審査報告を申し上げます。

なお、議案審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず、委員会開会冒頭におきまして、現地視察を行い、その後、審査に入りました。  
理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたが、特に質疑もなく本案については全会一致で原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、本委員会決定どおり御承認くださいますようお願いを申し上げます、委員会報告といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十六号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第八 議案第七十七号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 上野重勝君登壇）

○厚生委員長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第七十七号について、委員会の審査報告を申し上げます。

なお、お手元の議案審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、第三条中の七十五歳以上と七十歳未満、それと七十歳未満で所得制限のある方、また寝たきり老人と三つの段階に分けて、その人員を伺いたいとの質問がなされました。これに対しまして、理事者より、七十歳以上について八十四人、六十五歳以上で所得基準以下の者で七十歳未満の者が十五人、重度心身障害者福祉手当をもらっている方が一名。以上の答弁があり、その後、お諮りをいたしましたところ、全員異議なく原案どおり決定すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会の報告のとおり原案どおり可決いただきますようお願いを申し上げまして、報告いたします。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十七号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十七号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第九 議案第七十八号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する

条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 上野重勝君登壇）

○厚生委員長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第七十八号につきまして、委員会の審査報告を申し上げます。

なお、お手元の議案審査報告書の朗読は省略をいたします。

（議案審査報告書）別添参照

まず、理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたが、特に発言もなく全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

何とぞ、委員会決定どおり御可決くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十八号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十八号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 十一時十分まで休憩いたします。

午後 十時五十二分 休憩

午後十一時 十分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十 議案第八十号 福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 上野重勝君登壇）

○厚生委員長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第八十号につきまして、委員会の審査結果の報告を申し上げます。

なお、お手元の議案審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

まず、委員より昭和六十三年度の消防団員の出勤回数、延べ人員について伺いたいとの質問がなされました。これに対して、火災出勤が十八回、延べ二千八十六人、訓練出勤が百三十三回、延べ七千五百六十一人、警戒出勤が十七回、延べ千五百五十五人との答弁がございました。

また委員より、消防団が一年に一度ぐらい旅行をしているようだが、これについての助成はしているのかとの質疑に対して、理事者側より旅行等については、活動交付金があるので、その中で行っていると思われるという答弁がございました。

また委員から、消防団の報酬については、二年周期ぐらいで改正をすることが望ましいかどうか。また、他の委員より支払い方法についてお伺いしたい。そして、青梅市を基準としているというような発言がありました。この基準とは何か。また、他の委員から近隣自治体との比較はどうかとの質問がございました。

これに対しまして、理事者より、報酬の改正、時期については特別職の報酬の改定の時期等によって決めた。また、報酬は年額で定められており、前期と後期に分けて支払いをしている。青梅市との関連で

は、青梅市の報酬額に近づけるようにしているとの答弁がございました。また、近隣自治体の状況では、昭島市が団長の報酬二十四万円、副団長が十八万円、分団長が十二万三千六百円、団員が六万七千二百円。立川市において、団長二十七万三千元、副団長十八万六千元、分団長十一万四千元、団員六万六千元。また、二十六市中では、団長が十一万番目、団員は十四万番目であるとの答弁がなされました。その後、お諮りをいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定をした次第であります。何とぞ、本委員会の決定どおり御可決くださいますようお願いを申し上げます。委員会報告といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第十一 議案第八十五号 平成元年度福生市一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、の三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。

まず総務委員長林田 武君。

(総務委員長 林田 武君登壇)

○総務委員長(林田 武君) 御指名をいただきましたので、議案第八十五号中総務委員会所管分につき委員会における審査報告をさせていただきます。  
なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず歳入全般、第二表地方債補正につき理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。  
委員より、市税において現時点における増収見込みはどのくらいか。地方交付税が二億五千万ほどの減の主たる要因は、利子割交付金の増額というが、いつの時点でこれが確定したのか。また、これにより、財政力指数は幾らになるのか。埼玉銀行関係の利子と歳計現金利子は五月に確定しており、六月に補正をすれば多少なりとも市民に還元されたと思うので、その点、反省を促したいとの質疑に、市税については、法人で約五千万円、普通徴収で今後の修正により、約三千万円の計、約七、八千万円程度と考えている。地方交付税については、基準財政収入額において一五・八%の伸びで、金額では七億一千五百万円ほど、前年度比較で伸びている。この内訳は市税と利子割交付金が大きくなりエートを占めている。市税分は三億八千万円、利子割交付金において四億一千万円、計七億一千万円である。利子割交付金については、六十三年度の収入額が一億九千九百九十四万九千九百九十九円収入されたが、これについては交付税の算定基準については、利子割交付金が交付税の算定の際、六月に交付税の算定基準を算出したが、四千九百四十三万九千円ということ、交付税の算定基準となっている。したがって、一億五千五百万円が今年度の交付税の算定基礎として加えたことが原因となっており、今回の二億五千十萬一千円の減額となった。また、財政力指数は、平成元年度は〇・八八八で、三年平均では〇・八三七となるとの答弁がありました。  
また、委員より市税の増収分、約八千万円の補正は十二月議会となるのか。基準財政需要額が約七%の増であるが、この主たる要因は何かとの質疑に、法人は九月決算の十一月申告であり、最終の補正になると思う。基準財政需要額の増は経常経費の単位費用のアップが主なものであるとの答弁がありました。

次に、教育費を除く歳出について理事者の説明を受けた後、委員より、市勢要覧の入札差金の生じた理由は何か。入札方法とその他の地域の範囲はどの程度かの質疑に、市勢要覧は六社の入札を行ったが、業界においてかなりの競争があり、各社の入札金額の開きが大きかった。入札の方法は指名参加によるもの。地域としては、大半が都内の大手事業者であるとの答弁がありました。

次に、教育費について理事者の説明を受けた後、委員より、今後、地域会館の空調設備の改修は毎年度行っていくのか。今後、二、三年に予定されているものはどこか。八条の補正は可能性があるのか。また、補正がされれば順次やっていくのかとの質疑に、老朽化すれば年次を追って行いたい。来年度はわかたけ会館を予定しており、冷暖房の防衛補助も八条の対象となるよう要望している。しかし、現段階では、防衛庁が大蔵省に概算要求をした段階であり、補正対象となるよう強力な運動をしていきたいとの答弁がありました。質疑の中で、この補正には反対であるとの意見があり、起立によって採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

どうか、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(仲村清信君) 次に、建設委員長野口秀世君。

(建設委員長 野口秀世君登壇)

○建設委員長(野口秀世君) 御指名をいただきましたので、議案第八十五号 平成元年度福生市一般会計補正予算(第二号)のうち、建設委員会所管分について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より内容の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、農業委員のうち一名は福生農業協同組合から選出されているわけであるが、合併になったので、今後はどのようなになるのか。また、行革ということ、農業委員の定数について検討をお願いしてあったと思うが、その後どうなっているのかという質疑に、理事者より、農業委員は農業委員会等に関する

る法律の規定によって定められているので、今後今までのように一名推薦していただくという方法で選出されることになると思う。また、農業委員の定数についての話し合いは行われたとは聞いているが、定数減という方向づけはされていないようであるとの答弁がありました。

委員より、定数については、今後も見直しの方向で検討してほしいという要望がありました。

委員より、明神下公園のトイレの改良の件についてですが、設計の段階でそれ相当のものを考えていたが、財政まで行って予算の都合で小さなものになったのか。あるいは最初から、そういう規模の計算はしていなかったのかとの質疑に、理事者より、事業の七五％に振興交付金がつけられたということもあり、桜まつりの状況等や身体障害者の方のトイレの必要性を考えて補正を組んだという答弁がありました。

また委員より、公園の関係では、最初からいろいろな部分に対応した計画をして、予算が足りなくなつて縮小していくというならば将来性はあるが、最初から小さいものを計算して、最後に補助金がついたから大きくするというものでは、将来が思いやられる。もう少し幅広い発想ができるように勉強していただきたいという要望がありました。

委員より、公園の買収費が三件とも当初より減額になっている理由は何か。

理事者より、防衛補助の関係で借入金が多く返済できたので、金利減になった分であるとの答弁があり、委員より、また、狹隘道路の改良で買収するのは何カ所を予定しているのか。また、今の法律でいけば四メートルにするわけだが、なかなか進んでいないのが現状だと思う。それらを今後どのように進めていくのかとの質疑に、理事者より買収予定については、新築でセットバックするのが三件、工事と同時に拡幅に協力いただけるというのが四件、隅切り等が六件程度可能ということ、当初の件数からは大幅にふえたという答弁があり、また、四メートルにするということでは、現在の指導要綱にのっとって買い取りをお願いしているところであるが、なかなか売っていただけないところもあり、いろいろとお願いをしている。どうしても売っていただけない場合は、無償使用承諾書をいただいて舗装し、連帯した幅の広い道路を確保するよう努力しているとの答弁があり、委員長より狹隘道路の改良については、大変結構なことなので、条例を生かすようどんどんやっていただきたい。また、狭い道で雨水排水がうまくいっていないよ

うな現況もあるようなので、その辺を十分に研究してほしいとの要望がありました。

委員より、熊川緑地に関して、都営住宅の方から玉川上水への橋について、その後の経過について伺いたいとの質疑に、理事者より、当初、現時点の場所です水の橋を考えていたが、反対側が用地の関係で無理であるということになり、現段階では西武鉄道の御協力がいただけるようなので、これからJR、水道局とも協議をし、八高線の下を階段でクリヤーしながら一帯的な緑地として使っていくこと、またその時点で、追加分のところに、富士見町会の方から来られるような橋を考えていくこと、今、空き地の調査をしている。空き地の所有者の協力が得られれば、富士見町会からも入れる公園ができると思う。これから協力を要請していくとの答弁があり、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 次に、厚生委員長上野重勝君。

（厚生委員長 上野重勝君登壇）

○厚生委員長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第八十五号 平成元年度福生市一般会計補正予算（第二号）歳出予算のうち、厚生委員会所管分について委員会の審査報告を申し上げます。

なお、議案審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、国民健康保険会計への繰出金の減額の理由は何か。また、国保会計への繰出金の考え方について伺いたいとの質疑がなされました。これに対し、理事者側より減額の理由は、昭和六十三年年度決算により剰余金が多く出たので、三千五百三十九万円を補正減額した。また、繰出金の考え方については、端的にいうと、今回は財源に余裕が出たためであり、本来的には、特別会計は独立採算であることが望ましい。ただ、保険税との見合いで、ある程度繰出金を出すことはやむを得ない。ことしの場合も一億円程度

の剰余金が出たので、予備費に余裕を持たせた中で繰出金を減額したとの答弁がありました。  
また委員より、国保会計への繰出金の減額については反対であり、この補正予算には反対である旨の発言がありましたので、起立により採決をいたしました結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定をした次第でございます。

何とぞ、当委員会の報告どおり御可決いただきますようお願いを申し上げます、報告いたします。

○議長（仲村清信君） 以上で、各委員長長の報告は終わりました。

これより各委員長長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十一番松山清君。（「何でも反対、共産党、本領発揮です」と呼ぶ者あり）

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 議案第八十五号 平成元年度福生市一般会計補正予算（第二号）について、反対討論を行います。

本補正予算の歳出で中心をなすものは、さきの条例改正等によって引き上げられた報酬等の予算措置をするものであります。議員、市長、助役、収入役、教育長等の報酬、給与の引き上げに要する財源は、初年度千四百七十七万円にも上ります。条例改正の議案で、詳しく反対討論をしておりますので、この場で重複いたしますから、そのことは避けるものでございます。こうした予算計上を主とした補正予算案に、条例との関連もあり、当然私は反対をするものであります。

また、国保特別会計繰出金三千五百万円の削減などもあり、そうした点もあわせて指摘いたしましたので、簡単でございますけれども、反対の討論といたします。

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者十番村野和一郎君。

（十番 村野和一郎君登壇）

○十番（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、議案第八十五号 平成元年度福生市一般会計補正予算（第二号）につき、賛成討論をさせていただきます。

今回の補正の主たる原因は、市税及び利子割交付金の大幅な伸びにより、地方交付税が二億五千万円減額になったことによる補正であり、また、議員、非常勤の特別職の職員、市長、助役、収入役、教育長等の報酬が、今定例会で値上げ改正になったことによる補正であり、まことに適切な処置であり、賛成するものであります。

議員各位の御賛同をお願いをいたしまして、賛成討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（仲村清信君） 以上で討論を終わります。

これより議案第八十五号について起立により採決いたします。

本案に対する各委員長長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立多数であります。よって議案第八十五号は、各委員長長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 日程第十二 議案第八十六号 平成元年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 上野重勝君登壇）

○厚生委員長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第八十六号につきまして委員会の審査報告を申し上げます。